

## 平成24年度第2回島田市個人情報保護審議会議事録

### 1 開催日時

平成24年12月12日（水）午前10時00分から午後12時15分まで

### 2 出席者

#### (1) 審議会委員

恒川会長、今村委員、北川委員、鈴木委員、田代委員

#### (2) 事務局

杉村総務課長、佐藤係長、杉本

### 3 個人情報取扱事務について

個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

会	長	新規の審議案件6件、報告案件6件、変更の審議案件3件、廃止12件です。 事務局から説明をお願いいたします。
事	務	（「島田市自主文化事業」について説明）
文	化	
A	委	この事業は以前からあったと思いますが、今回は初めてですか。
文	化	鑑賞型の自主文化事業は今までも行っていましたが、市民参加型の自主文化事業は今回は初めてです。
A	委	事務の内容は今までと変わらないと思いますが、いかがでしょうか。
文	化	鑑賞の受付等は今までどおりですが、舞台へ市民が参加することにより、その受付時に個人情報を取り扱います。
会	長	よろしいでしょうか。これで報告を終わりといたします。
事	務	（「119番受付事務」について説明）
警	防	
B	委	運用の仕方として、今まで焼津市へ委託していたものをやめて島田市で受付するのはどうしてですか。事務の効率化等を目的として焼津市へ委託したと思うのですが。

警防課	<p>平成20年当時は志太地域での消防広域化が進められており、3市で安価な通信指令システムを構築しようとしていました。しかし、藤枝市が途中で広域化から離脱し、現在まで島田市と焼津市で共同運用してきました。</p> <p>焼津市と藤枝市が再び広域化するために一部事務組合を立ち上げ、新しい通信指令システムを導入することになりました。このため、焼津市に通信指令事務を委託している島田市も新しい通信指令システムを導入するための費用を負担する必要が生じました。</p> <p>しかし、静岡市の消防本部との広域化を進めている島田市としては、焼津市の通信指令システムに大きな負担をすることができないということが問題になりました。</p> <p>検討の結果、静岡市との広域化を進めるため、焼津市との委託契約を解消し、島田市独自の通信指令システムを導入することになりました。</p>
B 委員	静岡市の消防本部と広域化するのですね。
警防課	平成28年4月1日からの広域化を目指して進めております。ですので、今回の通信指令システムは3年間の運用になるため、安価になるよう必要最小限の設備で構築しています。
B 委員	単独で行うとなると若干は投資しなければならないのですね。
警防課	システムには億単位の金額がかかります。焼津市と共同運用を続けるには大きなシステムを導入する必要がありました。数字の違う億単位の負担が必要でしたので、そうすると単独で安価なシステムを導入して静岡市との広域化を目指すのがベターな選択だと判断しました。
B 委員	これは本人以外から個人情報収集するから審議案件になっていますが、火災については消防法に書かれているけれども、救護については消防法には書かれていないのですか。
警防課	救護については消防法には書かれていません。
B 委員	救護の部分が書かれていないから審議案件としたのですね。
事務局	そうです。

会 長	<p>この案件については本人以外からの情報収集が審議案件となっています。本人以外からの情報収集については法令根拠があれば審議の必要がありませんが、明文化された部分がないということで念のため審議を依頼されています。</p> <p>公益上必要ということで類型9とし、本人以外から情報収集したことに対する通知は事務の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でないという類型3により通知する必要がないとことでよろしいですか。</p>
委 員	異議なし。
会 長	ところで、国籍を個人情報として取り扱うのはどういうことですか。
警 防 課	国籍までは取得しませんが、通報として日本語だけでなく英語やポルトガル語などで通報を受ける場合があるからです。
会 長	わかりました。この件については以上とします。
事 務 局 長 寿 介 護 課	（「介護相談員派遣事業（在宅訪問）」について説明）
会 長	<p>細かいことですが、扱う個人情報として障害の有無や障害の種類・部位・程度を挙げられましたけど、介護を受ける方といいますと健康状態や病歴の情報についても同時にというか、自然に入ってくるのではないですか。扱う個人情報として広く挙げてもいいと思いますが。</p> <p>実際の相談の中では、いかがでしょうか。</p>
長 寿 介 護 課	相談の中で健康状態や病歴について相談してくることはあると思いますが、介護の中でこのようなことがあったということを集めることを主旨として相談業務を行うものですので、健康状態を把握するものではありません。
会 長	逐一聞くということはないのですね。
長 寿 介 護 課	はい。
会 長	わかりました。主たる個人情報として障害の有無や障害の種類・部位・程度ということですね。

総務課長	会長のおっしゃったことに関連して、性別や年齢は把握しないのですか。
長寿介護課	特に必要はないです。
B委員	介護相談の報告用紙がありますが、ここから入手された情報はどうなるのですか。相談の中で本人や本人の家族から健康状態や性別などが出てくるとは思いますが、それは収集しないということですか。
長寿介護課	この報告用紙は相談してきた内容をそのまま書くのではなく、事業所へ伝えるべきことを記入します。
B委員	足が痛いよ、腰や痛いよということは記入しないということですか。
長寿介護課	足をこうしてもらいたいとか介助をこうしてもらってケガを防止してもらいたいということを記入することを目的としております。
会長	<p>今年、和歌山と大阪でALSの患者さんについて裁判になっている案件があります。訪問介護の時間について患者さんの要求と市の決定が合わないために裁判になっています。</p> <p>今回の事業はそうならないように事前に話し合い解決していきましょうという目的だと思いますし、その中で個人情報を広く集めるつもりはありませんというのも分かります。</p> <p>しかし、相談の中ではある程度健康状態とか病歴、年齢、性別の話が入ってきます。入ったとしてもやむを得ないと思いますし、かえってある程度正確に、包括的に把握したほうがいい場合もあるので、扱う個人情報をそれほど狭く、限定しなくてもいいのではないかと私は思います。</p> <p>いかがでしょうか。本人以外からの個人情報の収集はだいたいご家族からということですよ。</p>
長寿介護課	そうです。
会長	本人以外から収集するというのは公益上必要があるということ、本人への通知は本人が他の方法により知りうるから不要であるということだと思います。これもよろしいかと思いますが、いかがでし

	ようか。
委員	異議なし。
会長	では、この2つの点についてはお認めしたいと思います。
事務局 長寿介護課	(「介護給付費通知送付事業」について説明)
B委員	介護サービス利用者を抽出するということは全員には通知しないのですか。
長寿介護課	介護保険の認定を受けていても、サービスを利用していない人もいますので、その人には通知しません。利用した人のみ通知します。
B委員	利用している人から抽出するということではなく、利用者全員に通知するのですね。わかりました。
C委員	この制度は、医療保険では既に行われている医療費通知の介護保険版ということですか。
長寿介護課	そうです。
B委員	今回、初めて導入するのですか。
長寿介護課	今年度からの実施になります。近隣では既に実施しているところもあります。
B委員	医療費はかなり前からやっていて、遅い感じがするけど。
C委員	昭和40年台からやっていますね。
	話がそれますが、費用対効果はあるのですか。
長寿介護課	高齢者が見ても分かりにくいかもしれませんが、家族が見れば分かると思います。
会長	県内の事業者で不適正なことをしているという事実はあったのですか。

事務局	不正請求について結構新聞に出てくるようになり、それでこのような事業を行うことになったと思います。ただ、医療については皆さんが関心をもつようになったので、医療費通知のこともあるのかもしれませんが、大分減ってきたと思います。このごろでは介護の不正請求のほうが目に付くようになってきたかと思います。
B 委員	医療費には支払基金のような審査機関があると思いますが、介護保険にも審査機関があるのですか。
長寿介護課	国保連合会（静岡県国民健康保険団体連合会）に審査支払い事務を委託しております。
会長	それでは、本人以外からの個人情報の収集と本人以外からの収集についての本人通知の省略についてですが、それぞれ類型9（公益上必要）と類型3（他の方法により知りうる）ということですが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは認めたいと思います。どうもありがとうございました。
事務局 島田図書館	（「島田図書館防犯カメラ運用」について説明）
会長	画像管理は委託されているのですよね。
島田図書館	委託しておりません。
会長	ということは、本人以外からの収集というのは、本人が「どうぞ撮ってください」と言っているわけではないので、本人以外ということなのですね。 カメラは利用者から設置しているのわかりますか。
島田図書館	カメラの位置までは教えていませんが、見る人が見れば分かります。
会長	前の図書館の頃から、無断持ち出しや毀損などはあったのですか。

島田図書館	はい、ありました。今回カメラを設置すると同時に、本自体にもICタグを貼り付けまして、持ち出すと音が鳴るような装置も設置しました。
B 委員	以前の図書館では、市役所やおおりに来た方々が、時間があれば寄っていたのが、新しい図書館になってそのような方がいなくなってしまうと思うのですが、新しい図書館の利用状況はどうですか。
島田図書館	利用は多くなっています。目新しさもあるとは思いますが、今まで利用していた以外にも、新たに利用される方が増えています。
会長	それでは、本人以外からの収集については類型9（公益上必要）ということですが、本人通知は事務の性質から、本人に通知することで当該事務の円滑な実施を困難にすることが明らかな場合ということで類型1となっています。捜査情報などでよく使われる類型ですが、それに準ずるという位置づけですね。 では、この件はよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、お認めすることにします。
事務局 島田図書館	（「島田図書館駐車料金助成事務」について説明）
総務課長	申請書を出していただくと同時に、身体障害者手帳を確認する作業があります。身体障害者手帳には性別、年齢、障害の等級、一部では続柄が記載されていますが、これらは収集する個人情報の項目にはなりませんか。
島田図書館	実際に確認したいところが、車椅子を使用しなければならない程度の障害等級であるかですので、身体障害者手帳ではそれに該当するかどうかの確認のみで、その他の性別、年齢等は確認していません。
会長	身障者手帳のコピーをとったりしませんか。
島田図書館	コピーをとったりはしません。

事務局 この制度に関しては申請書をもらうのかという点から議論を重ねております。仮に目視で助成する場合、車椅子の方が別の場所にて代わりの方が来ただけでは、本当に車椅子の方と一緒になのがわからない、また不正があるかもしれないということで、形式過ぎているかもしれませんが、今の申請書をもらって、身障者手帳で確認をしてから助成を行う制度にした経過があります。

会長 いかがでしょうか。それでは、この件については報告を承ったことにさせていただきます。

事務局  
島田図書館 (「読書通帳」について説明)

会長 通帳への印字は本人ができるのですか、それとも職員が預かって行うのですか。

島田図書館 基本的には本人が行います。通帳機というものが図書館の3階にございまして、それにご自身で行って頂いて銀行のATMと同じように通帳を入れると印字して出てくるようになっています。

C委員 通帳が一杯になってしまい、新しい通帳を作る場合、一般の方はまた300円支払って作るのですか。

島田図書館 はい。お子さんも300円いただきます。最初だけは無料で配布しますが、2冊目以降はお金がかかりますと説明をしています。

会長 このアイデアはどなたがつくられたのですか。

島田図書館 元々、これをつくっている会社がありまして、島田市が全国で4番目に導入したものです。図書館を新しくする中で新しいサービスを考えていたところ、業者からこのような提案がありまして面白いねということで導入しました。

会長 今までは、本を借りた記録は、自分で記録していれば別ですが、図書館だけが持っていて、自分で持っていることはなかったです。これからは個人が所有するというになりますから、それなりのプライバシーを自分で管理しなければならないという問題も出てきますね。

この件についてはよろしいですか。ありがとうございました。

事務局 農政課 都市計画課	(「森林の土地の所有者届出制度」及び「国土利用計画法土地取引届出事務」について説明)
B委員	国土利用計画法は全ての土地取引について届出をしなければなりませんですか。
都市計画課	都市計画区域内の場合は5,000㎡以上、都市計画区域外の場合は10,000㎡以上の土地取引があった場合に届出をしてくださいということになりますので、それ未満の場合には届出の必要はありません。
B委員	森林法の面積要件はどうですか。
農政課	森林法は島田市森林計画がありまして、その対象となっている民有林という指定があります。国土法と重なる部分があり、2週間以内に届出をされたものは、この所有者届出制度の対象ではありませんけれども、2週間以内に届出されなかったものは、所有者届出制度の対象になります。逆に森林法に届出したものが国土法の対象になっていた場合もありますから、森林法に基づいて届出した情報を都市計画課に提供することで、国土法の漏れもなくす意味合いもございます。
会長	都市計画区域内に森林があることは考えられないでしょうか。
都市計画課	少ないとは思いますが。今年度はまだ届出がありません。
B委員	小さな面積で森林計画の対象外の土地は漏れてしまうのですね。
農政課	森林法ではどんなに小さな面積でも所有者が移転すれば必ず届出をすることになっています。
B委員	過去に海外企業が日本の水資源を確保するために土地所有者になろうとしているという話がありましたよね。そのことがこの事業と関係しているのですか。
農政課	それも関係していると思います。止めることはできませんけれども、どの程度海外企業が買い取ったのか把握する意味もあると思います。

B	委員	島田市にはあるのですか。
農	政課	今のところ、そのような情報はありません。
B	委員	島田市以外ではあるのですか。
農	政課	海外企業が土地所有者になっている話が出てからは、特に把握している情報はありません。水面下で動いているかどうかはわかりません。
会	長	<p>それでは、森林の土地の所有者届出制度の本人以外の収集について、これは法令の根拠プラス公益上必要ということで、類型9でいかがということ、本人通知の省略については類型3でいかがということですね。</p> <p>また、所管課相互で情報のやりとりをするということで、目的外利用については行政機関からの照会に対する回答として類型3でいかがということですね。また、本人通知の省略については類型3という4点にわたる意見ですけれども、委員のみなさまいかがでしょうか。</p>
B	委員	本人以外からの収集については、法令だけでは漏れてしまうから審議会の意見を求めるということですか。
会	長	<p>縦割り行政が普通だけれども、今回の場合は密接に関係を結ぶのでということで、公益上必要ということは言いやすいと思いますね。</p> <p>それでは、この4点についてお認めするというところでよろしいでしょうか。</p>
委	員	異議なし。
事	務局	(「特別永住者証明書交付事務」について説明)
市	民課	
会	長	特別永住者28名は2世、3世の方が多いのですか。
市	民課	3世はいませんが、2世の方はいらっしゃいます。
会	長	この事務はいつまでに終了する目処はありますか。

市	民	課	今度どうなるのかはわかりませんが、今の段階では、法律で孫の代まで特別永住者であると謳っているのです、相当続くと思います。
会	長		住基台帳のシステムでは、外国人は全員切り替わっているのですか。
市	民	課	7月9日に法改正があり、外国人登録法が廃止され、90日以上日本に滞在する外国人（中長期滞在者）も住民基本台帳に登録されるようになりました。これには、特別永住者も含まれています。
会	長		日本人の配偶者である外国人は、従来から住民基本台帳に登録されているのですね。
市	民	課	結婚して日本に住む外国人の方はほとんどそうなります。
会	長		ありがとうございました。今回の審議内容はオンライン結合することについてですが、オンライン結合は管理する必要があると思いますから、やむを得ないところがありますね。 何かご意見はありますでしょうか。
委	員		異議なし。
会	長		では、ごさいませんようでしたら、お認めしたいと思います。
事	務	局	（「証明書発行事務」について説明）
市	民	課	
会	長		オンライン結合について、今まではしていなかったのでしょうか。
市	民	課	外国人については全くされておりました。現在は法務省との連携端末とのやりとり、来年には住民基本台帳システムにおいて全国どこでも住民票が取れるようになる予定です。
会	長		わかりました。オンライン結合については、法令上根拠がある、それから法務省が保管する必要性が高いということですがいかがでしょうか。

委 員	異議なし。
会 長	それでは、お認めしたいと思います。
事 務 局 課	（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する事務」について説明）
B 委 員	今回、法律が改正されたのですか。
福 祉 課	新しくできた法律による事務です。
B 委 員	参考資料には平成23年6月と書かれているけど、これより新しいものがあるのですか。
福 祉 課	制定されたのが平成23年6月で、施行されたのが平成24年10月からです。
B 委 員	施行されるまでに1年以上経過しているのですね。
会 長	個人情報の取扱項目が多いのは、何か調査項目があるのですか。
福 祉 課	虐待について、どの原因によって発生したかは、その人の人間づきあいや本人の状況等個々のケースで異なってきます。 規定はありませんが、どんな情報でも個人情報として管理する可能性がありますので、届け出ております。
会 長	調査事務というより相談事務に近いのですか。
福 祉 課	通報がきっかけで調査を行います。
A 委 員	虐待はどのようなかたちで認めさせるというか、見分けるのですか。
福 祉 課	最終的に加害者が認めるとか被害者が受けている認識をすることなどを主としているわけではありません。第三者的に判断することが行政の役割になっていきますので、調査員や福祉課の課長や係長等の複数の意見をもって確定させることとなります。認めさせることもありません。

会 長	<p>いかがでしょうか。新しい法律ではありますが、従来の児童虐待防止法とか高齢者虐待防止法にそそえたものになります。情報の収集や外部提供は法令根拠がございます。</p> <p>他にご意見がないようでしたら、これで報告をお伺いしたということにさせていただきます。</p>
事務局 市街地整備課	（「中心市街地交流拠点施設（おび・りあ）借地所有者把握事務」について説明）
会 長	新たに土地を譲渡されたというか取得した人は、契約を変更したいと言ってくるようなことが考えられるのですか。
市街地整備課	長い期間借地契約をしておりますので、借地期間中にどのようなことが起こるのかわからないということと、土地を承継した方にも契約内容を把握していただきたいため、連絡先等を把握しています。
会 長	他にございますでしょうか。もし、ございませんようでしたら、これについても報告を承ったということで終わりにしたいと思います。
事務局 建築住宅課	（「低炭素建築物新築等計画認定事務」について説明）
会 長	これは、建築物の構造や太陽光発電等で認定していくのですか。
建築住宅課	太陽光発電システムとか窓の複層ガラス、断熱サッシ、あと断熱層についてもより厚い断熱層にすることでエアコンの使用を抑えて電気使用料を減らす、強いて言えば電気使用料が減ることで発電量が減り、低炭素化、二酸化炭素の排出量が減ることになります。
会 長	このような建物を建てた場合、固定資産税上の評価はどうなるのですか。高くなるのですか。
建築住宅課	財務省と国土交通省の協議により、所得税と登録免許税の軽減措置は示されていますが、固定資産税については今のところ何も示されていません。

会 長	いかがでしょうか。何もないようでしたら、この件について承ったことにします。
事 務 局 健康づくり課	（「健康増進・食育推進計画策定にかかる市民アンケート集計事務」について説明）
B 委 員 健康づくり課	本人以外というのはご家族のことですか。 成年、高齢者について、住民基本台帳システムから無作為抽出します。
会 長	市民アンケートのときは住民基本台帳から無作為抽出して送るということになりますね。
B 委 員	住民基本台帳からですね。わかりました。
会 長	アンケート案はこれからつくるのですか。
健康づくり課	前回のアンケートを修正して出したいと思っています。
会 長	では、これについてもお認めしてもよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
事 務 局	（「外国人登録事務」、「島田市分収林整理」、「島田市水田農業推進協議会」、「生産調整推進対策等事業費補助金交付申請書」、「島田市農業振興地域整備促進協議会」、「神座みかんオーナー制度」、「農業日誌・新農家暦予約」、「猿舞の里の森づくり事業」、「地域活性化対策（農林業活性化）」、「地域活性化対策（田植え・収穫体験）」、「東光寺生活環境保全林整備推進協議会運営事務」及び「地域交流センター整備事業に係る用地測量等基礎調査事務」の廃止案件12件について説明）
会 長	それぞれ廃止理由は異なっていますが、合理化もあり、実施継続不可能もあり、それから事務が過去に終わっていることのように。この点について何かありますでしょうか。
委 員	異議なし。

○まとめ

新規審議案件 6 件及び変更審議案件 3 件について審議し、新規報告案件 6 件及び廃止案件12件について報告を受けた。

#### 4 その他

次回の会議は、平成25年3月21日（木）に開催する予定です。